

「令和4年度事業者向け食品表示講習会」を開催しました

令和4年12月
農 政 課

令和4年11月28日（月）に府内の食品関連事業者等を対象に事業者向け食品表示講習会を開催しました。

記

- 1 日 時 令和4年11月28日（月）14時から16時まで
- 2 配信・会場 東京都の消費者庁と京都府庁からの講義をライブ配信
オンライン視聴に加え、5か所の広域振興局庁舎に視聴会場を設定
（向日市、京田辺市、亀岡市、綾部市、京丹後市）
- 3 主 催 京都府（農政課、各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課）
（講義、運営は消費生活安全センター、各保健所等と協力・連携）
- 4 参 加 者 114名（オンライン参加者72名、会場参加者42名）
- 5 内 容
 - (1) 講 義
 - ①「加工食品の表示事項（総論）」
講師 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 松尾 敏行 氏
 - ②「食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて」
講師 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 宇野 真麻 氏
 - ③「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の概要について」
講師 京都府消費生活安全センター 専門幹 濱田 佳史
 - (2) 質疑応答
 - (3) 食品トレーサビリティについて（情報提供）
- 6 参加者アンケート結果（回答率66.7%）

【講義の内容について】

「とてもよく理解ができた」「まあまあ理解ができた」と回答した割合：84.2%

【参加者の感想】

 - ・食品表示についての規定が細かく作られていること等がわかり、参加させて頂き良かったと思いました。
 - ・今回の研修を通して、再確認する事項が多く、今後の店舗運営に活かしていきたいと考えます。また、店舗内の商品についても、今一度確認し、これまで通り問題なく表示等が行われているか点検をするキッカケとしたいです。
 - ・不当景品類及び不当表示防止法については、具体例が知れてとても分かりやすかった。
 - ・食品トレーサビリティについては、今回簡単に書かれており取り入れやすいと思いました。
 - ・食品に対しては大変厳しい所ではありますが、消費者の皆さんが安心して利用いただけるように取り組んでいきたいと思えます。
 - ・オンラインでの説明会は初めてで大変疲れました。

（裏面あり）

